

新潟市開発審査会付議基準新旧対照表

※『「公用文作成の考え方」の周知について（令和4年1月11日内閣官房長官通知）』をふまえ、「「」を「、」に修正しているが新旧対照表には反映していません。

改正後（案）				現行			
(1) ~ (31) (略) (33) (略) (施行期日) この規定及び特例措置基準は平成30年1月1日から適用する。 <u>この改正後の規定は令和6年4月1日から適用する。</u>				(1) ~ (31) (略) (33) (略) (施行期日) この規定及び特例措置基準は平成30年1月1日から適用する。			
別表（第4項第3号関係） 〈大分類 I-卸売業、小売業〉				別表（第4項第3号関係） 〈大分類 I-卸売業、小売業〉			
中分類		小分類		中分類		小分類	
コード	項目名	コード	項目名	コード	項目名	コード	項目名
56	各種商品 小売業	563	コンビニエンスストア	569	その他の各種商品小売業 <u>(従業者が 常時 50 人未満のもの)</u>		
		564	ドラッグストア				
		565	ホームセンター				
		569	その他の各種商品小売業				
57	(略)			57	(略)		
58	飲食料品 小売業	581	各種食料品小売業	581	各種食料品小売業		
		582	野菜・果実小売業				
		583	食肉小売業				
		584	鮮魚小売業				
		585	酒小売業				
		586	菓子・パン小売業				
		589	その他の飲食料品小売業				
59	(略)			59	(略)		
60	その他の 小売業	601	家具・建具・畳小売業	601	家具・建具・畳小売業		
		602	じゅう器小売業				
		603	医薬品・化粧品小売業				
		604	農耕用品小売業				
		605	燃料小売業				
		606	書籍・文房具小売業				
		607	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽 器小売業				
		608	写真機・時計・眼鏡小売業				
		609	他に分類されない小売業				

改正後（案）

〈大分類 J－金融業、保険業〉（略）
 〈大分類 K－不動産業、物品賃貸業〉（略）
 〈大分類 L－学術研究、専門・技術サービス業〉（略）
 〈大分類 M－宿泊業、飲食サービス業〉

中分類		小分類	
コード	項目名	コード	項目名
76	飲食店	761	食堂、レストラン(専門料理店を除く)
		762	専門料理店(細分類 7622－料亭を除く)
		763	そば・うどん店
		764	すし店
		765	酒場、ビヤホール(従前の建築物が、法第34条第9号に該当すると認め許可したものには適用しない)
		767	喫茶店
		769	その他の飲食店
77	持ち帰り 飲食サ ービス業	772	配達飲食サービス業
		773	施設給食業

〈大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業〉（略）
 〈大分類 O－教育、学習支援業〉（略）
 〈大分類 P－医療、福祉〉

中分類		小分類	
コード	項目名	コード	項目名
83	医療業	835	施術業(細分類 8351－あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所に限る)

〈大分類 R－サービス業(他に分類されないもの)〉（略）
 〈大分類 A－農業、林業 ～ R－サービス業(他に分類されないもの)〉（略）

現行

〈大分類 J－金融業、保険業〉（略）
 〈大分類 K－不動産業、物品賃貸業〉（略）
 〈大分類 L－学術研究、専門・技術サービス業〉（略）
 〈大分類 M－宿泊業、飲食サービス業〉

中分類		小分類	
コード	項目名	コード	項目名
76	飲食店	761	食堂、レストラン(専門料理店を除く)
		762	専門料理店(細分類 7622－料亭を除く)
		763	そば・うどん店
		764	すし店
		765	酒場、ビヤホール(従前の建築物が、法第34条第9号に該当すると認め許可したものには適用しない)
		767	喫茶店
		769	その他の飲食店
77	持ち帰り 飲食サ ービス業	772	配達飲食サービス業

〈大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業〉（略）
 〈大分類 O－教育、学習支援業〉（略）
 〈大分類 P－医療、福祉〉

中分類		小分類	
コード	項目名	コード	項目名
83	医療業	835	療術業(細分類 8351－あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所に限る)

〈大分類 R－サービス業(他に分類されないもの)〉（略）
 〈大分類 A－農業、林業 ～ R－サービス業(他に分類されないもの)〉（略）